公益財団法人ロッテ財団 2018年度奨学生募集要項

1．趣　　旨

公益財団法人ロッテ財団（以下本財団という）は、日本の大学または大学院等で学ぶ主としてアジア諸国からの留学生のうち志操堅実・学力優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者に対して支援を行い、もって、諸国間の友好親善、国際交流及び人材の育成に寄与することを目的とします。

2．特　　徴

本財団の奨学金の特徴は次のとおりです。

(1)奨学金は支給とし、返済の義務はありません。

(2)奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3．奨学生の応募資格

(1)日本以外の国籍を有し、主としてアジア諸国から来日している私費留学生

(2)大学の学部又は大学院の正規課程に在学する者

(3)2018年4月1日現在で35歳以下の者

(4)修学のために経済的援助を必要とする者で、2018 年度に他の奨学金及び多額の収入を得る予定のない者

(5)他の奨学金との併給は認めない

(6)配偶者がいる場合、配偶者の年収が500万円未満であること

(7)学業、人物ともに優秀である者

(8)日本語による意思伝達が可能である者（日本語能力試験N1取得程度）

(9)国際理解と国際間の友好親善に積極的に協力する者

(10)本財団の奨学生交流会(年4回程度を予定　うち1回は1泊2日の研修旅行)に出席できる者

(11)本人の状況確認の為、年数回の本財団事務局との面談に応じることのできる者

4．採用人員 若干名

5．奨学金の額と支給の方法

(1)支給金額

一人当たり年額216万円（月額18万円）

(2)支給の期間

原則として、2年間とします。なお、応募の時点で各課程の最終学年に在籍する者は、上級の課程（学部から大学院又は、博士前期(修士)課程から博士後期課程）に進学することが条件となります。

(3) 支給の方法

奨学金は原則として、毎月 28 日（当日が銀行の休日となる場合は前営業日）に本人名義の銀行等の預金口座に入金します。なお、第 1 回目の支給は、2018 年 4 月 27 日に入金します。

(4) 延長については、支給期間の最終年度に 1 回限り支給延長申請を提出できるものとします。（選考委員による面接等の審査を経て合否が決定されます）

6．奨学金の支給停止又は打ち切り

奨学生がロッテ財団奨学生としての義務を履行しなかったとき、又は奨学金を本来の目的に使用しなかったとき等の他、下記事項等に該当する場合、原則として、その事由の発生した月の翌月から奨学金の支給を停止又は打ち切ることがあります。

(1) 奨学金の支給停止

①理由なく長期（1ヶ月以上）にわたり、連絡がとれなかったとき
②1ヶ月以上の病欠、理由のない長期欠席等により学業に支障がでるとき
③本財団奨学生としての義務（交流会への出席、各種届出・報告事項の提出等）を果たさなかったとき
④その他、財団で奨学金の支給停止について相当と判断したとき

(2) 奨学金の打ち切り

① 在籍する大学の学則で定められた長期休業期間以外に、1ヶ月以上日本を離れる場合は、離日の翌月から奨学金の支給を休止する。帰国後本人からの申請があれば支給を再開する。
② 国内の募集対象校以外へ転学したとき
③ 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
④ 留年したとき、又は、卒業あるいは修了延期の恐れが生じたとき
⑤ 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
⑥ 奨学金の一部又は全部を本来の奨学金の使途以外に使用したとき
⑦ 配偶者がいる場合、その年収が 500 万円以上となったとき
⑧ 留学生としての資格を失ったとき
⑨ 学則により処分を受けたとき（軽微なものを除く）
⑩ 学籍を失ったとき
⑪ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
⑫ 本財団の目的に反する言動をおこなったとき
⑬ 本財団若しくは本財団の支援企業の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき
⑭ その他、支給停止の事由が度重なる場合等、財団で奨学金の打ち切りについて相当と判断したとき

7．募集方法

本財団が募集対象校とする大学等を通じて募集します。

8．応募の手続

次の書類を揃え、在学する大学において指定する日までに、大学の事務局に提出してください。　【学内申込：2017年11月6日（月）～11月30日（木）】

(1) 奨学金申請書（所定の様式）

(2) 履歴書（所定の様式）

(3) 本人申告書及び本人申告書の別添記入用紙（所定の様式）、その他合格を証明する書類

(4) 在学証明書　修士課程または博士課程に進学する者は合格を証明する文書（大学の発行する合格通知書またはそのコピー）

(5) 外国人登録書（在留カード）の写し

(6) 成績証明書：現課程のもの。入手不可能の場合は、前の課程のもの又は入学試験の成績・順位等

(7) 推薦状：学部長又は指導教員等によるもので、封筒等に封印したもの。用紙は、A4サイズで1頁

(8) 日本語能力試験に合格している者は「認定書」および「合否結果通知書」の写し（得点の表記のあるもの）
なお、合格年月日の新旧に関わらず提出して下さい。

(9) 配偶者がいる場合には、配偶者の収入を証明する文書（公的文書等）の写し

※上記（1）から（3）の書類は、必ず本人の自筆にて記入すること。

9. 選考及び決定

(1) 推薦された者のうち書類審査を通過した者について、本財団に設置する奨学生選考委員会の選考面接を経て、理事長が奨学生を決定します。

（注）面接は2018年2月21日に東京都内で実施（時間・場所等は後日、本人宛にメールにて連絡）致しますので申請者は必ず面接を受けて下さい。

(2) 採用決定者については、2018年3月上旬までに大学に通知します。

《問合せ・申請書類送付先》

公益財団法人ロッテ財団　事務局
〒163-1414　東京都新宿区西新宿3-20-2
TEL：03-5388-5564 Fax：03-6276-5652

【学内連絡先】
国際教育課留学生支援係
kokusai.shien@ynu.ac.jp

以上